



社会福祉法人サン・ビジョン ジョイフル守山保育園

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、保育施設の運営に関する規準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設が説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

| | |
|------------|------------------|
| 事業者名称 | 社会福祉法人サン・ビジョン |
| 主たる事務所の所在地 | 名古屋市東区葵三丁目25番23号 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者氏名 | 唐澤 剛 |
| 電話番号 | 052-856-3311 |

第2 ご利用施設

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | ジョイフル守山保育園 |
| 施設の所在地 | 名古屋市守山区平池東301 |
| 管理者氏名 | 岩田 多鶴子 |
| 連絡先 | 電 話 052-739-3611 FAX 052-739-3615 |

第3 施設の目的・運営方針

ジョイフル守山保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及びなごや子ども条例（昭和20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当園は、保育に関わる専門職員同士が協力し、養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容の質を高め、充実した保育を行います。
- (2) 当園は、自ら興味・関心を持って環境に関わり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい年齢なりの心情・意欲・態度を養います。
- (3) 当園は、家庭と連絡を密にして、子どもの発達過程に応じた育ちを築き、保護者の共感を得て教育力の向上を支援しています。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 1,013.12 m ² |
| | 屋外遊技場 | 252.87 m ² |
| 園 舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート構造 |

| | | |
|--|------|-----------------------|
| | 延べ面積 | 998.28 m ² |
|--|------|-----------------------|

(2) 主な設備

乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・子育て支援室・職員室

第5 利用定員

| 認定区分 | | 利用定員 |
|---------|--------|------|
| 2号認定こども | | 50人 |
| 3号認定こども | 満1歳児以上 | 28人 |
| | 満1歳児未満 | 12人 |

※利用定員は、受け入れ人数と違う場合があります。

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する規程を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職 種 | 員 数 | 常 勤 | 非常勤 | 備 考 |
|---------|------------------------------------|-----|-----|----------|
| 園長 | 1 | 1 | 0 | |
| 主任保育士 | 1 | 1 | 0 | |
| 保育士 | 21 | 16 | 5 | |
| 医師（嘱託医） | 2 | 0 | 2 | （小児科・歯科） |
| 事務職員 | 1 | 1 | 0 | |
| 調理員 | *給食業者株式会社魚国総本社と契約し、必要な調理員を配置しています。 | | | |

*保育士の人数は入所園児数により変更があります。

*その他、必要に応じて職員を配置しております。

第7 職員の勤務体制

| 職 員 | 勤 務 体 制 |
|--------------|--|
| 園 長 | 9：00～18：00 |
| 主任保育士 保育士 | 早番 7：00～16：00 日勤 8：00～17：00 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間は異なります。 |
| 事務員 | 9：00～18：00 |

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

*職員の時差勤務により、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*土曜日保育については、保育の予約状況に応じて職員を配置します。

第8 保育を提供する日、時間

| | | | |
|------------------|----------|----------------------|---|
| 2 ・ 3 号 | 保育短時間認定 | コアタイム | 8：30～16：30 |
| | | 短時間延長保育 | 7：00～8：30 及び16：30～18：00 （別途料金がかかります） |
| | 保育標準時間認定 | 保育時間 | 7：00～18：00 |
| | | 延長保育 | 18：01～19：00（別途料金がかかります） |
| 休園日 | | 日曜・祝日 12月29日～1月3日 | |

- *表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支援認定の各区分を表しています。
- *利用時間は、保育標準時間・保育短時間それぞれの上限時間の範囲内で、園長が保護者の状況を考慮して決定します。（土曜保育利用も含む）
- *延長保育・土曜保育を利用の園児が降園し、保育を必要とするお子さんがいなくなり次第閉園させていただきます。
- *行事の日は開園・閉園時間を変更する場合があります。
- *保育標準時間認定の方で平日/土曜 7:00～8:30及び15:30～19:00の保育をご利用される方は**申請書が必要です**。
- *保護者の方のお仕事がお休みの日は早朝・延長・土曜保育はご利用できません。
- *家庭の都合によるご利用はできません。（ご兄弟の学校行事など）
- *土曜日保育については給食発注準備及び職員の配置を決めるため完全予約制となっていますので毎月配布する土曜保育予約票を期日までに必ず提出してください。
- *お子さんの状況によっては保護者の方と相談の上、保育時間の調整をさせていただく事もあります。

第9 提供する保育の内容

当園では、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に
応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 保育理念

- ・子どもの無限の可能性を引き出し個々のもつ力をはぐくみ、地域で育てる環境をつくります。
- ・子どもの優しい心、豊かな心、強い心を育てます。

(2) 保育目標 『やかたづくり』

や・・・やさしさ（思いやり、協調性、調整力のある子）

- ・相手の個性を認め、おもいやりの気持ちが持てる子ども
- ・みんなで力を合わせることを、大切にする子ども
- ・仲間の中で自分の主張を言うことができ、相手の気持ちも受け止めることができる子ども

か・・・かしこさ（興味関心を持って自ら取り組む子）

- ・自分のやりたいことを見つけ遊べる子ども
- ・体験を通し、感じる事・考える事が出来る子ども
- ・感動し、驚き、疑問を持ち、考え、表現できる子
- ・自然の変化に気づき、環境に興味・関心が持てる子ども

た・・・たくましさ（心身ともに健康で、最後までやり抜く子）

- ・丈夫で体力のある子ども
- ・元気よく友達と遊ぶ子ども
- ・自分でできることを最後まで頑張る子ども
- ・自分で考え行動する子ども

(3) 教育・保育の内容『自らの可能性を広げる4つの環境』

1. 子どもの主体的な活動を促す環境 <生活力>

主体的な活動をする子どもとは、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども(やらされる、やっってもらう活動から、自分でやる活動)のこゝです。そのために、自ら環境に働きかけることを促していきます。この環境とは、空間だけのことを言うのではなく、人的(保育士(チーム)、異年齢、地域)、物的(特定の活動を規定する遊具から、自分で工夫する遊具)、空間(自然などの屋外空間、コーナーなどの室内空間)もあります。それらの環境の中で、子どもが、無理のない選択と自己決定、発達過程の確実な習得をする教育・保育をめざし、個と集団を保障(個と集団の両立から、相互作用)する環境を整えていきます。

2. 子どもの自発的な活動としての遊びを保障する環境<自立心>

保育室を整え、子どもの自発的な活動、子どもが主体的にかかわることができるように環境を提供します。子どもは、受身型から参加型へ変わり、「教える教育・保育」から「子ども自ら活動する教育・保育」への発想の転換をします。保育士は「先生」ではなく、支援者として引き出し役や、進行役になります。ただし基本的な部分や、体験をしないとわからないことも当然あるので、教えるべき点と任せて(失敗することも含め)見守っていく部分のバランス、その子どもの育ちに合わせて見極めていくのが保育士の専門性になります。やってあげる教育・保育から、それぞれの子どもの違いを認め、それに寄り添い、自立を促す見守る教育・保育です。そして、子ども集団を、ねらいに応じた集団、生き生きと活動できる集団、発達が保障される集団と考え、クラスと異年齢による教育・保育活動などを柔軟的に運用します。

3. 子ども一人ひとりの特性に応じた環境 <個性>

一人ひとりが自ら活動する教育・保育を実践すると、保育士から何を与えるかという課題から、子どもが何を受け取れるかという課題にかわります。当然、「平等」という考え方もかわってきます。みな等しく同じものを与えることから、一人ひとりに寄り添い、個の願いを必然的に大切に活動になっていきます。保育士は関係する職員と園児の願いを共有し、その育ちをサポートするための手立てを行います。

4. 人との関わりを大切にされた環境 <社会性>

保護者、保育士、子どもに関わる全ての人たちが、この言葉を意識し、子ども一人ひとりの成長を一緒に考え、喜び、次へのステップになるよう、子どもを見守っていくことが大切だと考えています。同年齢・異年齢・保育士や地域の方など様々な人との出会い、ふれ合う中で『自己主張』すること、『我慢』をすること、『感情をコントロール』することを学び、社会性を身につけていきます。社会生活において、大切にされることを園生活の中で行っていきます。ご家庭でもこれらを大切にしてくださいようお願いします。

(4) 主な年間行事

入園式・保育参観・運動会・クリスマス会・発表会・卒園式

*上記の行事及びその他の行事の日程及び内容は毎月の園だよりやクラスだより等でご確認ください。

*季節を感じられる行事を大切にしながら、子どもがやりたい、やってみたいという気持ちを大切に豊かな体験を通して成長していくことができる環境として、「行事」を構成します。その中では技能の習得や成果を求めるのではなく、協調性や子どもがやり遂げる過程、達成感を大切に組み込んでいきます。

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

| 平 日 | | | |
|---------|----------------------|-------|----------------------------------|
| 0・1・2歳児 | | 3歳児以上 | |
| 時 間 | 活 動 | 時 間 | 活 動 |
| 7:00 | 早朝保育 | 7:00 | 早朝保育 |
| 8:30 | 随時登園 自由遊び | 8:30 | 随時登園 自由遊び |
| 9:00 | おやつ クラス別活動（異年齢活動） | 9:30 | 体操・朝の会 10:00 クラス別活動（異年齢活動） |
| 11:00 | 給食 | 12:00 | 給食 |
| 12:00 | お昼寝 | 12:40 | お昼寝 3歳(4月～10月頃) 4,5歳(7,8月) |
| 14:30 | おやつ クラス別活動 | 15:00 | おやつ クラス別活動 |
| 15:00 | 随時降園 | 15:30 | 帰りの会 随時降園 |
| 18:01 | 延長保育 延長おやつ | 18:01 | 延長保育 延長おやつ |
| 19:00 | 保育終了 | 19:00 | 保育終了 |

*土曜日は異年齢児合同保育となり、3、4、5歳児もお昼寝をします。

(6) 給食・おやつの提供

献立は栄養士が立て、業務委託している業者が施設内の厨房で調理します。和食を中心とし、季節や行事に合わせた給食・おやつを提供します。子どもの健康と健やかな発達を考え必要な栄養素やカロリーが摂取できる献立を作成します。

園で子どもが口にする食材は、ご家庭にてアレルギーの安全を確認しているものとします。毎月の献立表をよく確認してください。食べたことのないものがある場合には給食の提供はできません。その場合は子どもの安全を考慮し弁当を持参していただきます。

*毎月1回給食会議を行い、安心・安全・おいしい・楽しい給食の提供をしています。

*園外保育など行事により弁当持参をお願いする日があります。

*おやつは、手作りを中心としますが、市販のおやつも取り入れています。また、園で提供する給食おやつ等は食品衛生上持ち帰りできません。

【離乳食について】

離乳食は特に、家庭と園が連絡を密にとり、子どもの育ちを見ながら安全にすすめていきます。

【食物アレルギーの対応について】

〈すべての保護者へのお願い〉

食物アレルギーはアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があるため慎重に対応します。

乳幼児期では、牛乳（育児用ミルクも含む）、卵、乳、小麦、そば、甲殻類（エビ、カニ）、落花生（ピーナッツ）などがアレルギーのおこる頻度の高い食品として挙げられます。食物を摂取し、上記症状がみられた場合は医療機関への受診をしてください。

〈食物アレルギーと診断されたら〉

- ・名古屋市の指導に基づき、原因食品の完全除去とします。アレルギーのあるお子さんは事前にご相談ください。集団生活の中で、お子さんが安全に過ごすために保護者のみなさまにはご協力をお願いすることがあります。

- ・医師の診断以外では除去食の対応はしません。
アレルギー除去食が必要な場合、医師の診断に基づき所定の申請書を園にご提出ください。
 - ・除去など園での対応が出来ないと園長が判断した場合は、弁当の持参となります。
 - ・誤食による事故防止のため、アレルギー除去食についてはアレルギー専用機、食器を使用します。
 - ・食物アレルギーの子どもには月末にメニュー表確認など別途お願いする事があります。
 - ・申請がない中でアレルギー症状と思われる様子が見られた場合、園から連絡をしますので医療機関への受診をお願いします。
 - ・保護者からアレルギーの申請がなく、教育・保育中にアレルギー症状（ショック症状）を起こした場合、責任を負いかねます。命に関わりますのでアレルギー対応については細心の注意をお願いします。
- (3) 宗教上の除去について
宗教上の除去食について、園での対応ができないと判断した場合は弁当持参となります。

(7) その他の事業の実施状況

*障がい児保育について

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障がい児の成長・発達の促進を図り、障がい児に対する理解を深めます。

*地域子育て支援について

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援を行います。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

*原則口座振替にて、直接名古屋市に納付していただきます。

*保育時間は月額で定められています。欠席する日や月がある場合でも、園に在籍されている期間中はその月の保育料を全額納めていただきますのでご了承ください。

(2) 延長保育にかかる費用

*保育標準時間認定の方が、延長保育（18時01分から）を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

*保育短時間認定の方が、早朝・延長保育をご利用された場合は、名古屋市が定める利用料金をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

*便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

*原則口座振替にて、直接園に納付していただきます。

*毎月26日（当日が金融機関の休みにあたる場合は翌営業日）に引き落としをします。

*保護者の方にお支払いいただく保育料、その他の集金は、園の運営上欠かせないものですので、滞納なきよう、引き落とし日前日までに残高の確認をお願いいたします。

*滞納が頻繁な方、滞納が2か月にわたる場合は、名古屋市子ども青年局に連絡させていただきます。ご了承ください。

*入園・退園・卒園・その他の理由により、現金もしくは振り込みでお支払していただく場合があることをご了承ください。

| 区分 | 項目 | 負担額 |
|-------|-------------------|------------------------------------|
| 給食 | 主食費（3歳児以上） | 月額 1,000円 |
| | 副食費（3歳児以上） | 月額 4,500円 |
| 延長保育 | 18時01分以降 | 日額 0～200円 |
| | コアタイム外（保育短時間認定対象） | 日額 0～200円 |
| | 延長おやつ | 日額 50円 |
| 保育教材費 | 教材費・カラー帽子 | 0歳児 3,500円程度（入園児） |
| | | 1歳児 3,500円程度（入園児） 0円程度（進級児） |
| | | 2歳児 4,000円程度（入園児） 1,600円程度（進級児） |
| | | 3歳児以上 5,500円程度（入園児） |
| | | 3歳児 4,500円程度（進級児） |
| | 4歳児 1,800円程度（進級児） | |
| | 5歳児 1,200円程度（進級児） | |
| | スモック | 1,400円程度（2歳児以上） |
| | 体操服（3歳児以上） | 10,000円程度 |
| | 絵本代 | 440円程度（月）／3歳児以上 |
| 行事参加費 | 園外行事参加費等（バス代含む） | 実費又は一部負担 |

*その他、写真代/DVD（希望者のみ）などの費用が発生します。

*給食（主食・副食）費は月額で定められています。欠席する日がある場合でも、在籍されている期間中は、その月の給食費、主食費を全額納めていただきます。

*給食（主食・副食）費は食材料費の変更があった場合負担額が変更になる場合があります。

第11 利用の開始・終了に関する事項

市・区より保護者が認定を受け、利用開始日から、保育の提供を開始するものとします。

子どもが、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 子どもが小学校へ就学したとき
- (2) 子どもの保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時などの対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等または嘱託医・医療関係への連絡をとるなど必要な措置を講じます。

○園医

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | ハローキッズクリニック |
| 医師名 | 寺部 浩司 |
| 所在地 | 名古屋市守山区平池東805-1 |
| 電話番号 | 052-737-0086 |

(2) 損害賠償

損害賠償については、園では、あいおいニッセイ同和損保、および日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入しております。なお、賠償すべき事故等は発生したサービスによっては、同サービスの委託先業者が加入する保険等を適用する場合があります。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入に関してはあらかじめ保護者の同意の下、子どもの名簿を提出することになっております。『独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について』をお読みいただき、加入手続きにご協力ください。

第13 非常災害対策

《警報のとき》愛知県全域・愛知県西部・尾張東部・名古屋市域のいずれかに**暴風警報**が発令された場合、保育は次の通りとなります。

| | 警報発令状況 | 園の対応 |
|--------------------------------------|---|--|
| 登 園 前 の 警 報 発 令 | 当日の午前6：00現在発令されており、継続することが予測される場合 | 園児の危険防止、予測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせてください。 |
| | 当日午前6：00以降に暴風警報が解除された場合。 | 基本、 警報解除後2時間後 に保育を行います。 |
| | 給食について 右①の場合＝登園される方は、必ず8時30分までにお電話にて登園確認の連絡を園にお願いします。 右②③の場合＝登園される方は、解除後1時間以内にお電話にて登園確認の連絡を園にお願いします。 | ① 当日、午前8時までに解除された場合は通常通り給食があります。 ② 当日、午前8時以降に解除された場合で、12時までに登園される方はお弁当を持参してください。 ③ 12時以降の登園の方は、ご家庭で昼食を済ませてから登園をお願いします。 |
| | *警報解除後、2時間後に登園をされる方は、必ずお電話にてご連絡下さい。 *上記に関わらず、保護者が防災業務に従事している等、やむを得ない事情により当日の保育が必要な園児の方はご連絡下さい。 | |
| | *ただし、園内及び園周辺の状況により安全に保育ができないと判断した場合は時間の変更・休園することもあります。 | |
| 登園後に暴風雨警報が発令された場合 | ただちに保育を中止とし、降園とします。速やかにお迎えをお願いします。 | |
| 大雨・洪水警報 | 原則として保育継続します。 | |
| <u>警戒レベル3（高齢者等避難）</u> | <ul style="list-style-type: none"> 解除されるまで休園となります。 登園後に発令された場合は、避難場所まで避難することがあります。お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。 避難場所『志段味西小学校』、もしくは『吉根中学校』に避難しています。 | |
| <u>警戒レベル4（避難指示）</u> | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> *大雨・洪水警報が発令され、危険があると予測される場合は、登園を見合わせてください。 *大雨・洪水警報が発令され、危険があると予測される場合は、休園もしくは、保育を中止し、お迎えをお願いする場合があります。 | |

《地震のとき》

*名古屋市より情報・指導等が入った場合はお知らせするとともに園児の安全を第一に優先とし対応します。

*保育の継続が困難と判断した場合は速やかにお迎えをお願いします。

*当園では『緊急地震速報受信システム装置』を設置しております。

*その他、状況に応じて対応状況が変更する場合があります。

*その他の警報・注意情報の場合で、保育が安全にできないと判断した場合は保育を中止・休園することがあります。

*道路状況など危険な状況の時は、保育園にお知らせください。

*必要に応じて、災害伝言ダイヤル（171）を利用します。メッセージを聞く場合は園の電話番号が必要となります。

(1) 避難訓練

毎月1回、「火災」「地震」などを想定した避難訓練を行います。

様々な時間を想定して行いますので、お迎え時などにご協力いただくことがありますことをご了承ください。

(2) 非常災害時設備

当園では、非常災害に備えて『火災通報装置』を設置しています。

非常災害用備蓄

| 備蓄品目 | 数量 | 備蓄場所 |
|----------------------------------|------------|---------------------------------|
| 飲料水 | 3日分 | 各階収納 |
| 非常用食料 | 4食分 | 各階収納 |
| AED | 1セット | 職員室 |
| 応急手当セット (三角巾 包帯 ばんぞうこう ガーゼなど) | 1セット | 職員室 |
| 懐中電灯 | 各階1個 1個 | 各階フローアー 職員室 |
| 携帯ラジオ | 1台 | 職員室 |
| スコップ | 1個 | 屋外倉庫 |
| ブルーシート | 8枚 | 屋外倉庫 |
| 軍手 | 20枚 | 屋外倉庫10枚・職員室10枚 |
| その他 | | 災害時に必要と思われる備蓄を随時 検討し購入しています。 |

(3) 連絡網

一斉メッセージ配信システムにて緊急時などをメール（登録制）でお知らせすることがあります。

第14 防犯、事故防止のための措置

園では、以下の安全対策を実施します。

- ① 防犯カメラ・さすまた・電気錠・非常通報装置が設置されています。
- ② 子どもに防犯訓練を実施するとともに、職員には日本防災通信協会（日防災）の指導・協力のもと防犯訓練・事故防止など研修を行います。
- ③ 降園時の送迎について
 - ・入園時に登録していただいた送迎者以外の方には子どもを引き渡しません。

- ・子どものお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。
- ・当日変更の場合は、必ずお迎え予定者だった方より、変更の電話連絡をしてください。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護、児童虐待防止のため、虐待防止に関する研修を職員に実施します。また、虐待を受けている恐れがある場合は、早急に事実確認を行うとともに、防止策を講じ、関係諸機関へ報告します。

第16 苦情等の受付・解決の方法

(1) 苦情窓口

苦情に対して役割を明確にし、誠意を持って対応いたします。

| | |
|---------|---|
| 苦情解決責任者 | 園長 |
| 苦情受付担当者 | 主任保育士 |
| その他 | あいち福祉オンブズマン 名古屋市中区丸の内3-5-35 弁護士ビル1004号 水谷・可児法律事務所内 受付時間 10:00～17:00 火曜・木曜（祝日と年末年始を除く） 電 話 052-963-0338 |

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

- ・面接、電話、書面等により苦情受付担当者が受け付けます。
- ・面談、電話など口頭での苦情を受け付ける際に解決に努めるため、記録として録音する場合があります。また、録音された記録を関係諸機関および第三者委員へ資料として提供することがあります。
- ・第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情解決のための話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出者は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

第17 その他 留意していただきたいこと

(1) 家庭との連絡

お子さんの健やかな成長のため、毎日の生活をお子さんにとってより良いものとなるよう、お子さんの様子を家庭と園の双方で把握することは大切であると考えます。そのため、保護者の方には以下をお願いしています。ご理解ください。

- *登園時にお子さんの健康状態・機嫌など、いつもと違ったようすが見られる、感じられる場合は、必ず登園時に受け入れをする保育士に口頭でお伝えください。
- *家庭と園との連絡のために、毎日個人の連絡帳の記入と確認、各クラスの様子をお伝えするものを登園降園時にご確認くださいようお願いいたします。
- *毎月末に園だより・献立表などを発行し、翌月の予定やお知らせ・提出物・持ち物・クラスの様子などお伝えしますので、必ず目を通してくださるようお願いいたします。
- *お子さんは、園で経験したことや体験したことを保護者の方やおうちの方に伝えたい、自分の思いや気持ちを伝えたいと思い、伝えようとしています。園でのようすを保護者の方も知っていただき、お子さんと毎日の生活のようすを共有し、ご家庭でもお子さんの年齢や成長に合わせたかかわりをしていた

だきたく、お願いいたします。

(2) れんらくちょうについて

・0.1.2 歳児クラス

- * 1日のお子さんの様子を家庭と園で把握するため、お迎え時間の確認のために、園からはその日のお子さんの様子（健康状態・生活リズム・食事や睡眠など）、お迎え時間やお迎えの保護者の方の確認のために使います。
- * ご記入されていない欄や、連絡帳が提出されていない場合には、確認のため保護者の方に園から連絡をさせていただきます場合があります。
- * 「お迎え時間」記入は、各家庭で決められた保育時間内をお願いいたします。
- * クラス会議(お子さんの様子についての話し合い)・行事の準備・保育の状況により、れんらくちょうの『園での様子』の欄の記入がない日がありますのでご了承下さい。記入のできない日については、1階掲示板にてお知らせ致します。

・3.4.5 歳児クラス

- * 3.4.5 歳のれんらくちょうは連絡事項がある場合のみ、れんらくちょうに記入するとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 服装・持ち物

- * お子さんが、安全で楽しく集団生活を送るために服装についてご理解、ご協力ください。
また、園では様々な経験や体験を通して、着脱をはじめとする自分の身のまわりのことができるようになっていきます。
- * 誤飲などの事故の原因になるもの（取れかけたボタンやスパンコール・ビーズなどの落ちやすい装飾）や、園生活では必要ないと思われる華美な服装は避けていただきますようお願いいたします。
- * 滑り台などで事故の発生の可能性となるフードつきの服は、園での着用を禁止とさせていただいております。ご理解いただき、ご了承ください。
- * 服装はからだのびのびと動き、活動しやすいものでお願いいたします。
- * 毎日の服や靴は、転んだりしてけがの原因となるため、お子さんのからだのサイズに合ったものをご用意くださいますようお願いいたします。
- * 使用した服や汚れ物は毎日持ち帰っていただき、清潔なものをご用意してくださるようお願いいたします。
- * 名まえは見やすいところにはっきりとご記入くださいますようお願いいたします。
(名前の消えかけているものは書き直してください。)
- * 3.4.5 歳児クラスのお子さんは、毎日指定の体操服での登園をお願いいたします。

(4) 病気

当園では衛生管理に十分注意しておりますが、集団生活の場であるため、病気などに感染する可能性がありますことをご理解していただき、お子さんにそのような兆候や様子がみられた場合は、家庭で早めに休息を取るなど、家庭でも感染予防をしていただきますようお願いいたします。

- * 登園前に必ず体温を測っていただき（検温）、れんらくちょう（0. 1. 2 歳児）に記入してください。
- * お子さんの体温が37. 5度以上ある場合は、登園を見合わせ、園にその旨をご連絡ください。
- * 前日までに病気などで園を欠席していた場合や、いつもとちがう様子がみられる場合は、当日の保育をお受けできない場合もありますことをご了承ください。

*保育中に体温が37.5度以上もしくはいつもと違う様子（体調・機嫌など）がみられる場合は、保護者の方にご連絡をさせていただきます。

*次の病気（学校伝染病）の時は医師の登園許可が出るまで登園を見合わせていただきます。

| 『意見書』を提出してください (医師が記入) | 『登園届・治癒証明書』を提出してください (医師の診断に従って保護者が記入) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん（はしか）・風しん ・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・結核・咽頭結膜熱（プール熱） ・流行性角膜炎・百日咳 ・腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） ・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎 | 『登園届』 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病）・ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） ・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・带状疱疹 ・突発性発しん 『治癒証明書』 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ |

*保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者の方のご了承を得ない段階で対応させていただく場合があります。ご了承ください。

*お子さん及び、保護者の方はじめ同居のご家族の方で、感染症に罹患^{りかん}された場合は、速やかに保育園へご連絡ください。

*アレルギー・熱性けいれん・その他持病をお持ちのお子さんは必ず園へお知らせください。

*入園後に病気が判明した場合、発病した場合は、その都度園や保育士にお伝えください。

(5) 園での薬の取り扱いについて

*基本的には園では、薬の投薬はいたしません。

*持病のため、やむを得ず保育時間内に薬を服用しなければならない場合は、処方箋・くすりの連絡票に必要事項を記入の上、処方された時の薬袋に一回分のみ個包して必ず職員にお渡しください。（必ず名前を記入）

*薬は医師の指示に基づいて、その定時に定量を投薬します『熱が上がったら』『かゆがったら』など症状による判断での投薬はできません。

*薬の処方について、園で飲まなくてもよいように朝、夕の1日2回にもしくは、登園前、降園後、就寝前の3回にするなど医師と十分ご相談ください。

*薬は子どもを診察した医師が処方して調剤したもの、または、その医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は受けません。

*慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、お子さんの主治医の指示に従うと共に、「慢性疾患用」の用紙に必要事項をご記入のうえ、必ず園長までお知らせください。

(6) 感染症について

学校保健法により、感染症が完治し、登園する際に必要な書類には

*『意見書』（医師の記入が必要） 『登園届』『治癒証明書』（医師の診察を受け、保護者が記入）があります。

書式をお配りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

該当する感染症に罹患^{りかん}した際はどちらかの書類の提出をお願いいたします。

お配りした書式はご家庭で原本として保管していただき、記入される場合はコピーをしてお使いください。

(7) ケガについて

*園では安全に気をつけて保育を行っていますが、乳幼児が成長・発達する過程では、突発的な行動に伴ってケガをすることもあります。保育中にケガをした場合は、園で応急処置を行うとともに、医師の診察が必要と判断した場合は、保護者へ連絡後、専門医を受診します。

(時間によっては、保護者の方に病院に行っていただくこともあることをご了承ください。)

*病院で受診するとき、もしくはお子さんの状態をお伝えするときは保護者の方へ連絡をさせていただきます。緊急を要する場合には、受診後の連絡になる場合もあることをご承知ください。また、連絡先は必ず連絡が取れる連絡先をご登録ください。

*登園前にケガをされた場合には、登園時に受け入れをする保育士に必ず伝えていただき、連絡帳にもあわせて記入して下さるようお願いいたします。

*登園前にケガをされて、病院での処置が望ましいと判断した場合には、保護者の方に病院受診をお願いする場合があります。

*ケガの状況に応じて、ご家庭で安静、もしくは様子をみていただいたほうがよい場合もありますので、判断に迷う場合は医師にご相談ください。

*成長や発達過程で、かみつきやひっかき、言葉のトラブルが見られるようになります。園でもトラブルを未然に防ぐよう努めていきますが、お子さん同士でトラブルが起こった場合には、双方の保護者の方に園よりお伝えする場合があります。

*成長や発達過程に起こるお子さんの行動、その他がトラブルの原因になることもあります。人間形成される最も大切な乳幼児期の成長・発達過程にもご理解をいただき、子どものより良い成長につなげられますようご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

*日常生活の中では、予測のつかない事故が起こり得ることがあります。保育の上での事故を未然に防ぐため、園の安全点検、職員同士での連携、園内外での研修の実施等の措置を講ずるように努めます。

(8) アレルギー疾患について

アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、動物アレルギー等があります。これらのアレルギーの診断を受け、現在通院中で園での生活において特別な配慮や管理が必要な場合は、医師の診断に基づいたアレルギー疾患生活管理指導表（園の書式をお渡しします）の提出をしてください。アレルギー疾患生活管理指導表は診断時と年に少なくとも1回の更新をお願いいたします。

(9) 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために（出典：厚生労働省ホームページ）

乳幼児突然死症候群（SIDS）は、1歳未満児までの健康な赤ちゃんが何の兆候もなく死亡するというものです。この病気はいつどこで発症するかわかりません。園でお子さんをお預かりしている時に突然起こるかもしれません。保護者は、この病気の特徴等をご理解いただくようお願いいたします。

① SIDSの特徴 ・ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。

- ・苦しむことなく、亡くなってしまいます。
- ・生後2ヶ月の赤ちゃんから、2歳ごろまで発症する可能性があります。（2～6ヶ月が多い）
- ・乳児期の死亡原因の上位となっています。
- ・SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。

② 注意ポイント

- ・敷き布団やマットレス、枕は子ども用に固めのものを使用する。

- ・寝ている子どもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首にまき付けてしまったりするものを置かないようにする。
- ・赤ちゃんをうつぶせ寝で寝かせない。
- ・暖めすぎない。
- ・妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。

③ 園での対応

- ・園では、睡眠時 0歳は5分毎、1歳は10分毎、2歳は15分毎に、顔色、呼吸などのチェックを行い、SIDS発生の早期発見に努め最善の対処ができるようにします。
- ・タオルケット、綿毛布など薄手の物をご用意ください。枕は使用しません。

(10) 園からのお知らせ・提出物について

お子さんが園で生活するうえで必要な事柄や家庭と園との連絡や連携のため、園からのお知らせは必ずお読みください。また提出書類などについて、ご理解とご協力をいただき、必ず提出期限内に提出くださるようお願いいたします。

* 次の場合は必ずご連絡ください。

- ・お休みされる場合は9時までに園にご連絡ください。
- ・入所したときの条件が変更した場合。
- ・保護者の方の勤務先・緊急連絡先・自宅住所・電話番号などが変更した場合。
- ・緊急連絡が必要になった場合に、保護者からの変更のお知らせがなく、連絡の取れないとき、園側は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・長期にわたり欠席する場合、転園、退園する場合
- ・その他必要と思われることは園や区役所民生子ども課にご連絡ください。

(11) その他

* 眼鏡をかけている子どもについて

園での活動中や、他の子どもとのかかわりの中でレンズに傷がついたり、破損することがあります。尚、その場合の補償について園は一切負いかねます。

* 園内での個人的なプレゼント（おみやげ・誕生日プレゼント・バレンタインなど）は禁止です。

* 危険やトラブルを防ぐため、貴重品や玩具など教育・保育に必要なでない物を子どもに持たせないでください。また、紛失されても園は責任を負いかねます。

* 髪の毛をしぼるゴムは、装飾のないものでお願いします。

（飾りがあると帽子が被りにくく、体操教室などでマット運動をするときなど頭に当たり危ないです。）

* リュックサックや、手提げかばん、おたより袋にキーホルダーを付けることは禁止です。

（子ども同士のトラブルや触ったりして壊れた時に部品が落ち、誤飲に繋がります。）

* 指定された日のお弁当以外、園内への飲食物持込みはできません。食中毒などの発生があると園の給食提供ができなくなることで、アレルギー除去食対応の子どももおり、安全面の配慮からです。すべての子どもの安全な教育・保育のため、ご理解・ご協力をお願いします。

* 園内、周辺での宗教活動及び政治活動、営業活動はできません。

* 園敷地内は禁煙です。また受動喫煙の恐れとなる園周囲での喫煙もご遠慮下さい。

* 園に設置されているエレベーターは給食搬入・体の不自由な方の利用を基本としています。通常は階段をご利用下さい。

- * 駐車場についてですが、別紙にてお渡し致しました『駐車場のご利用について』を読んで頂き近隣の方のご迷惑にならないようにマナーを守ってご利用下さい。
- * この「重要事項説明書」は名古屋市の補助の変更・指導・その他の理由により、毎年見直し、変更する場合があります。変更のある場合は通知文でお知らせしますので、大切に保管してください。
(緊急を要する場合、年度途中の変更もあることをご了承ください。)

保育園は、保護者の皆様と地域の皆様のご理解とご協力により成り立っております。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私は、本書面により、事業者（職名 園長 氏名 岩田 多鶴子）から上記、ジョイフル守山保育園の重要事項の説明を受けたことを確認します。

また、この文書が利用契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

この重要事項説明書は2通作成し、保護者および事業者は署名または記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

| | | | |
|-----------|--|---|--|
| 住 所 | | | |
| 園 児 氏 名 | | | |
| 保 護 者 氏 名 | | 印 | |
| 園児から見た続柄 | | | |
| 緊 急 連 絡 先 | | | |

| | | | | |
|-------------|---------|-----------------------------------|-------|--------------|
| 事 業 者 | 所 在 地 | 〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵三丁目 25 番 23 号 | | |
| | 名 称 | 社会福祉法人サン・ビジョン | | 印 |
| | 代 表 者 名 | 理事長 唐澤 剛 | | |
| | 電 話 番 号 | 052-856-3311 | F A X | 052-856-3355 |